

制度・運用改善に関する 要望と対応方針



内閣府 民間資金等活用事業推進室

(参考)制度・運用改善(公募条件・公募プロセス)

○主な意見と回答・対応方針

1. 違約金について

PFI事業契約書等において過大な違約金を設定している案件があることから、違約金規定を適切な水準としてほしい。過大な違約金規定は、プロジェクトファイナンスによる資金調達を難しくするとともに、応募グループの代表企業に過大なリスク負担を強いるものとなる。

具体的には下記の事項が挙げられる。

- ・ PFI事業に係る独禁法違反等違約金は、基本協定書上のみで規定し、事業契約書には規定しないこと（独禁法・暴排措置違反は通常は構成企業等が帰責企業であるため、基本協定書に違約金を定めれば違反行為への抑止効果が期待できる）。
- ・ PFI事業の事業契約書において、レンダーから代表企業の保証を意味する確約書の要求、構成会社でも連帯保証の協定書を締結する等の場合があり、入札参加ができない会社が出ている状況がある（応募グループの代表企業に過大なリスク負担を強いたり、財務体質が弱い地場中小企業がPFI事業に参画困難となることも懸念されたりしている）。
- ・ 違約金のためにキャッシュリザーブする場合、本来、建物・維持管理・運営費にコストをかけるべきところを、無駄な借入金コストが生じ、メンテナンスが行き届いた利用しやすい建物とすることに費用が当てられていない現状がある。
- ・ 基本協定における、労災等による指名停止について、事業契約に至らない場合の違約金として、契約額×1/10といった設定がなされている案件があったが、労災等はどれだけ予防策を実施しても、特に大きな会社に関わる膨大な案件において発生してしまっている現実があることは留意してほしい。一方で、施設の管理者等への質疑のタイミングで違約金が過大である旨を伝え、例えば、5/1000と小さくなることはある。

⇒違約金についてはこれまでも意見が散見されるどころ、まずは現状の把握を進め、今後の対応方針を検討する。

(参考)制度・運用改善(公募条件・公募プロセス)

○主な意見と回答・対応方針

2. 質疑対応について

事業契約書（案）及び実施契約書（案）公表後の官民対話や質疑において、民間事業者からの公平なリスク分担を目的とした合理的な意見（物価変動や違約金規定等）に対しては、管理者等が建設的な回答を行うようにしてほしい。（「原案の通りとする」のみの回答は避けてほしい）

⇒プロセスガイドラインにおいて、民間事業者からの質問や意見に対し、回答の結論のみならず結論に至った理由の提示及び建設的な回答を示すことが望ましい趣旨の改定を行う方向で検討。

3. 不可抗力発生時の対応について

不可抗力を含む官民双方がコントロールできないリスク事象が発生した場合において、官民双方の事業継続を前提とした協議を実施するよう事業契約書及び実施契約書に規程できるようにしてほしい（事業期間延長のみならず逸失利益等の金銭的補償を排除しないこと）。

⇒契約ガイドラインにおいては、「不可抗力による損害又は増加費用の負担等」の協議について定めており、逸失利益等の金銭的補償を否定していないことから、引き続き同ガイドラインの周知を徹底していきたい。

4. 不可効力に係る1%ルールについて

PFI事業契約書における不可抗力発生時の民間事業者の費用負担が設計・建設業務の1%とする慣例を是正してほしい。

⇒プロセスに関するガイドラインにおいて、民間事業者からの質問や意見に対し、回答の結論のみならず、結論に至った理由の提示及び建設的な回答を示すことが望ましい趣旨の改定を行う方向で検討。

(参考)制度・運用改善(物価変動)

○主な意見と回答・対応方針

1. 基準日について

選定スケジュールが長期であり、提案から契約締結までの間の物価変動リスクについて事業者が負担せざるを得なくなっていることから、変動前の物価の基準日を「契約締結日」ではなく、「提案日（入札日）」とすることを求めるもの。

2. 算定指標について

あらかじめ具体的な指標や算定方法を定めておくことを標準とすることを求めるもの。指標として建設物価（一般社団法人建設物価調査会月刊）、建設工事デフレーター（国土交通省建設統計月報）などが使われることが多いが、建設工事費デフレーターは労務費が高騰した際にほとんど上昇していない場合があり、建設物価の方が実態を反映しているのではないかと懸念されている。

3. 金額算定について

昨今のPFIでは、対象となる指数の基準値から1.5%以上変動した場合に対価を改定するケースが多く見られるが、1.5%未満の場合は事業者が負担する条項がある限り、事業者としては常に資金的なリスクを負うこととなり、根拠がない1.5%というルール（国土交通省の公共工事標準請負約款）の削除を求めるもの。また、物価変動リスクについて、スライド条項（同約款における単品スライド条項、全体スライド条項、インフレスライド条項）を設けて対応することを求めるもの（特に全体スライド条項）。

⇒令和4年度の自治体アンケートの結果から、自治体側は協議に応じる姿勢が読み取れる。基本的には、当事者間の契約交渉及び契約に基づく協議で決定していくものであり、疑義があれば契約締結までに意見を述べ、双方納得いく契約を締結することが望ましい。一方で、1. の基準日についてはPFI事業の長期性と意見の多さに鑑み、引き続きヒアリング等を通じて実態把握に努め、対応を検討する。

(参考)制度・運用改善(補助制度)

○主な意見と回答・対応方針

1. 人的支援について

自治体職員の方々がPPP/PFIの必要性をあまり理解しておらず、機運醸成が必要。そのために、導入可能性調査段階の金銭的支援のみではなく、案件形成段階の人的リソースの支援も行うことを求めるもの。

⇒断続的な支援が必要なため、ワンストップ窓口における相談に加え、各プラットフォームでの講演を積極的に行っていくことに加え、専門家派遣増加の目標を定め取り組んでいるところ。

2. 文科省の事務連絡について

文科省の施設整備費補助金に関する事務連絡（「PFI導入可能性の検討マニュアル」の配布について」等の訂正について（令和3年7月29日付事務連絡））において、いわゆる補助裏の一般財源充当部分について割賦払い不可とされているが、PFIのメリットである財政平準化につながるため、当該事務連絡の考え方を改めることを求めるもの。

⇒当該事務連絡は、国庫補助負担金が支出されるPFI事業の事業費のうち、補助裏である地方自治体の負担分に地方債を充当する場合は、「施設整備時」に自治体が負担する整備費相当分について起債する場合が対象となり、その充当残を割賦払い（＝「施設整備時」ではなく複数年に渡って自治体が負担）することができないことを図示したものである。

一方、補助裏である地方自治体の負担分について、地方債を充当せずに割賦払いを行うことは可能であり、その場合についても別途地方財政措置が講じられることとなっているため、意見提出をした団体へその旨を共有する予定である。

(参考)制度・運用改善(民間提案)

○主な意見と回答・対応方針

1. 民間提案に対するインセンティブの付与について

- ・民間提案に対するインセンティブや評価が明確でないことが多いことから、労力を掛けて民間提案を行う価値を見出しにくい状況です。民間がより熟度の高い提案を検討していくためにも、インセンティブをより明確に提示することを求めるもの。
- ・より多くの案件を創出していく為には、民間提案制度が有効と考えます。民間事業者から事業提案があった場合に公募条件を含めた具体のインセンティブを与える事ができれば、より多くの提案がなされると考える。

⇒提案者へのインセンティブについて、令和4年10月に「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を決定し、地方公共団体等に対し情報発信を行っている。今後、同制度の円滑な運用に向けた対応について更なる検討を進める。

2. 民間提案受付窓口について

国が主導し各地方公共団体へ民間提案の受付・問合せ窓口設置の要請を継続的に行い、毎年度受付・問い合わせ窓口の一覧(リスト)をアップデートする取組を求めるもの。民間事業者からすると事業体の窓口が分かるとともに、行政側の意識づけにもつながると考える。

⇒アクションプランには、「地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置状況やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開状況を一覧化して情報発信を行う」といった施策を規定しており、意見も踏まえ推進するようにする。

3. 各自治体の民間提案受付体制について

アクションプランに記載のあるとおり、各自治体の実効性のある民間提案制度の導入に向けた体制整備の加速を求めるもの。現状、民間提案制度に対応できる自治体は限られている。

⇒現在、各地方公共団体の実態を調査中であり、意見も踏まえ実効性向上に向けた検討を進めているところ。その内容を踏まえ、事業推進部会にて審議予定。

(参考)制度・運用改善(Park-PFI)

○主な意見と回答・対応方針

1. 事業期間の始期について

Park-PFIに認定された公募設置等計画の有効期間の開始時期が「協定締結時または工事着工時から」であり、Park-PFIの事業期間は実質1年～2年程度短い20年未満となってしまう場合がある。
⇒有効期間について、公園管理者が公募設置等計画の認定をした日とは別途、認定をした日以降に開始となる期間を定めることも可能。

*「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)46頁Q5

2. 公募対象公園施設の建蔽率緩和(+10%)の拡大について

⇒建蔽率については各地方公共団体が条例で定めることとなっており、12%を参酌した建蔽率を定めることが可能。実際に10%以上の上乗せを行っている地方公共団体もある。

*ガイドライン44頁Q2

3. 公募対象公園施設の用途拡大について

⇒公園施設に該当するかどうかは公園管理者が当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度において、その解釈を柔軟に行うことが可能。

*ガイドライン10頁3.3(1)①公募対象公園施設の種類

4. 事業開始後の公募対象公園施設に入れたテナント変更について

テナントは事業期間中変更できない旨を公共側より説明を受ける場合がある。
⇒公募条件等の内容次第ではあるが、認定公募設置等計画の変更や事業の承継により対応可能な場合もある。

*ガイドライン26頁3.7認定公募設置等計画の変更

5. 使用料について

都市公園法第5条の2第4項に「使用料の最低額は条例で定める額を下回ってはならない」とあるが、物価(資材・人件費等)高騰や公園ポテンシャルを踏まえ、事業性が厳しい場合がある。
⇒占用料は条例で定めるものであるため、Park-PFIを導入する場合に別途条例で定めることで対応可能。

(参考)制度・運用改善(多様な効果)

○主な意見と回答・対応方針

1. 定性的効果が発現した事例の公表について

PFI導入に際しては、定性的な評価も行われているものの、定量的な財政負担の削減効果が主な判断材料となっている。一方で、財政負担の削減効果のみならず、運営等のノウハウを有する民間事業者に委ねることによるサービス水準向上等の効果の評価方法や、そういった効果が認められる事例の整理・公表を求めるもの。

2. デジタル技術活用のための補助制度について

民間事業者が、人材やデジタル技術等のリソースを投入して案件に参画するために必要な事業予算（マネジメント費用、新技術導入費用等）を確保できるよう、補助金・交付金等の制度設計を求めるもの。

⇒現在、PPP/PFI施策の実施によってどのように生活の質の向上や経済や環境等への波及効果が得られるか、PPP/PFI事業実施による多様な効果を把握し、今後、施策の実施に伴う効果を定量的に評価する指標を検討するため、これまで事業契約し供用開始まで至ったPPP/PFI事業から、官民にとって参考となり得る優良なPPP/PFI実施事例を抽出し、令和5年度中に広く周知を行っていく。